

建設地について

1、建設地検討にあたって留意事項

(1) 建設場所について

- ・総合市民センターは「大規模集客施設」となるため、県の「都市計画区域マスタープラン（立地ビジョン）」に位置付けられている「商業地域等」に限られる。
- ・それ以外の場所は、県との協議が必要となる。

(2) 農地を取得する場合

- ・「農振農用地区内」から「除外」するための手続きが必要。
- ・県知事の許可が決定するには、約10ヶ月を要する。
- ・その後、「除外」した農地を、農地以外にするための「農地転用」が必要。

2. 建設候補地

(1) 瀬高中央公民館周辺

(2) 国道443号線バイパス沿線

(3) 国道209号線沿線